

平成22年4月23日に、東京地方裁判所が「パチンコの勝敗が偶然によるのは周知の事実で、必勝攻略法など存在しない」と指摘した上で、被害者が情報提供会社に支払った全額を損害と認定しました。

しかし、「パチンコ必勝法を教えます」などと宣伝する情報提供会社は、会社としての実体を備えていることは稀です。仮に情報提供会社に対して損害賠償請求訴訟を提起し、勝訴判決を得たとしても、任意の支払いを行わないことが多く、強制執行するとしても会社の財産が存在しないということがめずらしくありません。そのため、パチンコ必勝法被害に遭ったとしても、泣き寝入りするしかないことが往々にしてありました。ところが、パチンコ攻略法の雑誌広告を見て購入した情報が虚偽で被害を受けたとして、会社員男性が雑誌発行元の会社と広告代理店に255万円の損害賠償を求めた訴訟で、大阪地方裁判所は、平成22年5月12日、「広告内容を何ら確認していない」として両社に約76万円の支払いを命じました。

## コラム Q & A

### パチンコ必勝法被害

判決は「広告に対する読者の信頼は、雑誌や発行者に対する信頼と全く無関係ではない。雑誌社や広告代理店は読者に不測の損害を及ぼすことを予見した場合には、真実性を調査確認する義務がある」と指摘し、その上で「日額10万円以上」などとした打ち子募集広告に関し「真実性に疑念を抱くべき特別の事情があった」として両社の過失を認めました。ただし、原告男性側にも相当に大きな落ち度があるとして、損害額の算定における減額材料としました。

この判決が確定するのか（被告側が控訴し高等裁判所で判断が覆る可能性もあります）また、パチンコ必勝法被害一般に広く妥当するかどうかは未だ不明で、裁判例の集積を待つ必要がありますが、比較的資力があると思われる雑誌発行元と広告代理店の責任を認めたことは、被害回復へ一歩前進したと評価できるでしょう。